

第4章 重点環境施策

この章では、計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策となる重点環境施策について示します。

重点環境施策では、前計画までで成果が得られた取組をさらに強化しながら、本計画の計画期間である10年間で着実に取組などを推進します。

この重点環境施策については、具体的数値による達成目標を定めるとともに、各種取組の大筋の実施スケジュールを示すことにより、進捗状況を適切に管理します。

なお、重点環境施策の選定については、以下の要件に基づいて行いました。

【重点環境施策の選定要件】

- ①近隣市町と比べ、独自性や先進性が高いもので、第2次計画から行われている取組をさらに拡充・強化するもの
- ②将来の環境情勢の変化（脱炭素社会の実現、生物多様性保全など）に対応するため、早期に対策や取組を始める必要性が高いもの
- ③市だけでなく、市民や事業者、学術・研究機関など、本市の環境に係る多様な主体の連携・協働による取組が特に求められるもの

【重点環境施策の概要】

重点 施策 番号	関連 施策 番号	施策の展開	主な取組	選定 理由
重点1	1.1.2	貴重な自然環境 の保護・保全と 身近な自然の保 全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地区における保護・保全活動の実施 ●特定地区の新規指定に向けた検討 ●自然共生サイト認定に関する情報提供 ●定期的な自然環境の現状調査の実施 	① ② ③
	1.1.3			
	1.1.4			
	1.2.1			
重点2	2.4.1	再生可能エネル ギーの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設における再生可能エネルギーの利用 ●活用を促進するための支援策の充実 ●省エネルギー住宅・建築物の普及 ●大学などの学術・研究機関や事業者との連携 	② ③
	2.4.2			
重点3	1.2.1	多様な主体の連 携強化と環境教 育・環境学習の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進 ●エコツーリズムの仕組みづくりの検討 ●「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施 ●多様な主体との連携・協働による環境講座の実施 	① ③
	3.1.1			
	3.3.1			
	3.3.2			

※なお、廃棄物関連の新たな取組については、一般廃棄物処理基本計画などの関連計画で位置づけ、取組を推進していきます。

1. 貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用 【重点1】

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区における保護・保全活動を着実に進めるとともに、新たな特定地区を指定するなど保護された自然を増やします。同時に、身近な自然環境についても目を向け、森林や河川、農地など多様な生物の生息・生育環境の現状を把握し、地域の生物多様性保全につながる取組を、多様な主体の連携・協働で進めます。

【主な取組】

■ 特定地区における保護・保全活動の実施

- ・地元活動団体も含めた市民、事業者、学術・研究機関、市の4者による、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討
- ・市民、事業者、学術・研究機関・市の4者連携による、保護・保全活動（生物多様性保持のための定期的な草刈りや河川清掃活動、普及啓発のための観察会など）の実施
- ・特定地区で活動を行う市民、事業者、学術・研究機関への情報の提供・共有

■ 特定地区の新規指定に向けた検討

- ・市民や学識経験者などで構成する「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議
- ・新規指定候補地の詳細調査（現地調査、ヒアリング調査など）
- ・新規指定地区の決定
- ・新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知
- ・新規指定地区における保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築


■ 自然共生サイト認定に関する情報提供

- ・広報やSNSなどで、自然共生サイト認定に関する情報を発信

■ 定期的な自然環境の現状調査の実施

- ・特定地区における継続的なモニタリング調査の実施
- ・森林や河川、農地など、身近な自然環境を対象とした身近な生態系の現状調査（市民になじみのある身近な動植物を調査対象とした市民参加型の生息・生育調査）に向けた検討（調査方法や調査対象種（環境の状況を示す指標生物、外来生物など）の選定など）
- ・身近な生態系の現状調査の実施
- ・調査結果のデータ化、ホームページなどによる結果の公表

【スケジュール】

序章	主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
			
第1章	◆特定地区における保護・保全活動の実施		
	「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動の具体的な内容の検討	↔	↔
	市民、事業者、学術・研究機関、市の4者連携による保全活動の実施	←————→	
	活動主体への情報の提供・共有	←————→	
第2章	◆特定地区の新規指定に向けた検討		
	「特定地区自然環境調査委員会」での新規指定に向けた協議	↔	↔
	新規指定候補地の詳細調査	↔	↔
	新規指定地区の決定	↔	↔
第3章	新規指定地区における「保護及び保全計画書」の作成・決定・周知	↔	↔
	保護・保全のための活動主体との連携・協働体制の構築	↔	↔
	◆自然共生サイト認定に関する情報提供		
第4章	広報やSNSなどで、自然共生サイト認定に関する情報を発信		←————→
	◆定期的な自然環境の現状調査の実施		
第5章	特定地区におけるモニタリング調査の実施	↔	↔
	身近な生態系の現状調査に向けた検討（調査方法、対象種など）	↔	
	身近な生態系の現状調査の実施	←————→	
巻末資料	身近な生態系の現状調査結果のデータ化及び公表	←————→	

【達成目標】

項目	計画策定時	現状値	目標値
特定地区における市民との連携・協働による保全の取組	1件 (2019年度)	2件 (2024年度)	3件以上 (2030年度)
特定地区の指定箇所数	1地区 (2019年度)	1地区 (2024年度)	3地区 (2030年度)
身近な生態系の自然環境調査の実施	—	0回 (2024年度)	1回/年 (2030年度)
自然共生サイト認定に関する情報提供回数	—	—	1回/年 (2030年度)

2. 再生可能エネルギーの活用促進

【重点2】

脱炭素社会の実現に向け、自然環境などとの調和を考慮した再生可能エネルギー設備の設置への配慮や、新規の補助金制度など新たな支援策を構築するとともに、学術・研究機関や事業者などと連携して瀬戸市独自の再生可能エネルギーを活用した新たな仕組みや設備の研究開発を進めます。

【主な取組】

■ 公共施設における再生可能エネルギーの利用

- ・公共施設における太陽光発電設備の導入
- ・公共施設における再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約

■ 活用を促進するための支援策の充実

- ・市民向けの「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」による補助の継続実施
- ・営農者など事業者向けの新規補助金の導入検討及び運用
- ・太陽光発電設備・HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池などの再生可能エネルギーを活用した機器の普及啓発や、国をはじめとする公的機関などの設置補助などに関する情報の提供

■ 省エネルギー住宅・建築物の普及

- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や改修による省エネ性能の向上を促すための普及啓発

■ 大学などの学術・研究機関や事業者との連携

- ・新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制の構築
- ・学術・研究機関や事業者と連携した市民向けの普及啓発活動の実施
- ・バイオマスや風力発電など、新たな再生可能エネルギーの導入可能性の検討
- ・再生可能エネルギーを活用した新たな仕組み・設備などに関する共同研究・開発などに関する支援
- ・事業者と連携した「地域新電力」の研究

コラム ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」の総称です。

ZEH 基準の断熱性能を確保することによる健康で快適な暮らしの実現や、省エネ性能の高い高効率な空調設備（暖房・冷房）などを導入することによる省エネで経済的な暮らしの実現などのメリットがあります。

出典：環境省ホームページ



序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

【スケジュール】

序章	主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
第1章	◆公共施設における再生可能エネルギーの利用		
	公共施設における太陽光発電設備の導入	←	→
	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約		←
第2章	◆活用を促進するための支援策の実施		
	市民向けの「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の継続実施	←	→
	営農者など事業者向けの新規補助金の導入検討	←	
	新規補助金の運用		←
第3章	再生可能エネルギーに関する情報提供	←	→
	◆省エネルギー住宅・建築物の普及		
	ZEH化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入	←	→
第4章	ZEB化や改修による省エネ性能の向上を促すための普及啓発		←
	◆大学などの学術・研究機関や事業者との連携		
	学術・研究機関や事業者との連携・協働体制の構築	←	
第5章	学術・研究機関や事業者と連携した市民向けの普及啓発活動の実施	←	→
	新たな再生可能エネルギーの導入可能性の検討	←	
巻末資料	新たな再生可能エネルギーの導入に向けた共同研究・開発に関する支援		←
	新たな再生可能エネルギー導入の運用		←
	地域新電力導入の可能性の検討		←

【達成目標】

項目	計画策定時	現状値	目標値
再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	—	2件 (2024年度)	1件以上 (2030年度)
再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	—	1回/年 (2024年度)	1回/年 (2030年度)
再生可能エネルギーの導入量	6万kW (2021年度)	8万kW (2022年度)	7万kW (2030年度)
市域の家庭における電力使用量	284,145MWh (2022年度)	280,093MWh (2023年度)	269,907MWh (2030年度)

現在、進められている市民や事業者のパートナーシップ型組織との連携・協働について、市民と市、事業者と市といった2者連携に加え、市民・事業者・市による3者連携のほか、大学などの学術・研究機関も含めた多様な主体との連携強化を進めるとともに、インターネットを活用した定期的で安定的な環境講座の実施や、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施など、環境教育・環境学習の充実を図ります。

【主な取組】**■ パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進**

- ・市民のパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」、「サステナブルせと」などとの協働事業（2者連携、3者連携）の拡大
- ・多様な主体（パートナーシップ型組織、学術・研究機関など）による合同協議会の設立に向けた体制の構築
- ・合同協議会による協議（活動報告、新たな協働事業の検討など）

■ エコツーリズムの仕組みづくりの検討

- ・自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携したエコツーリズムの仕組みづくりの検討
- ・様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用した自然観光資源の魅力の発信

■ 「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施

- ・環境講座の定期的実施
- ・フィールドワークや座学とともに、天候不良や感染症拡大などの予期せぬ事態に対応したオンライン（SNS やインターネットの活用）講座の開設に向けた体制の構築
- ・オンライン講座による安定的な環境講座の実施

■ 多様な主体との連携・協働による環境講座の実施

- ・大学などの学術・研究機関とのさらなる連携・協働体制の構築・拡大
- ・多様な主体との連携・協働によるフィールドワーク、座学、オンライン講座などの多彩な環境講座の実施

【スケジュール】

主な取組	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
◆パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進		
パートナーシップ型組織との協働事業（2者連携、3者連携）の拡大	←	→
多様な主体による合同協議会の設立に向けた体制の構築	↔	
合同協議会による協議	←	→
◆エコツーリズムの仕組みづくりの検討		
自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携した仕組みづくりの検討	↔	
様々な手段を活用した自然観光資源の魅力の発信		←
◆「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施		
環境講座の定期的な実施	←	→
オンライン講座開設に向けた体制の構築	↔	
オンライン講座による安定的な環境講座の実施	←	→
◆多様な主体との連携・協働による環境講座の実施		
学術・研究機関との連携・協働体制の構築・拡大	↔	
多様な主体との連携・協働による環境講座の実施	←	→

【達成目標】

項目	計画策定時	現状値	目標値
「サステナブルせと」における協働活動の件数	—	2件 (2024年度)	4件 (2030年度)
「せと環境塾」の講座の内容に共感・実践する参加者の割合	—	—	60% (2030年度)
オンラインを活用した講座の実施	—	1講座/年 (2024年度)	2講座/年 (2030年度)